

## 濃霧による狭視界時の海難防止について

これから夏にかけて霧の発生しやすい季節を迎えるにあたり、狭視界における見張り不十分等を原因とした衝突海難等の発生が懸念されているところです。

海難が発生した場合、乗組員の生命の損失という重大な事態を引き起こすばかりでなく、流出油による海洋環境汚染や漁業施設等への被害など地域経済に多大な損失を与え、社会的にも非常に大きな影響を及ぼすこととなります。

このため、第三管区海上保安本部では、霧多発期である5月から8月までの間を重点期間と位置づけ、海難防止講習会や訪船指導等により見張りの励行や運航基準の遵守などの指導の徹底を図り、海難防止に努めることとしておりますが、皆様方におかれましても下記事項の遵守につきまして、御協力の程、宜しくお願い致します。

### 記

- 1 気象海象を早期に把握し、十分余裕のある航海計画の立案に努めてください。
- 2 深夜の時間帯に運航する場合は、周囲の状況及び他船の状況に細心の注意を払ってください。
- 3 狭視界時においては、状況に応じた適切な見張りを励行してください。  
特にレーダー、AIS（船舶自動識別装置）等を有効かつ適切に利用してください。  
また、状況に応じ、適切な見張員の配置を行ってください。
- 4 状況に応じた安全な速力で航行してください。
- 5 十分余裕のある時期に適切な避航動作の実施及び相手船が十分遠ざかるまで他船の動静の連続的な監視を行ってください。
- 6 霧中信号を励行してください。
- 7 船長は、船橋当直者に対し、自船の周辺海域が狭視界となった際の報告の徹底を図ってください。
- 8 海上保安庁が提供する霧通報、MICS（沿岸域情報提供システム）を有効に活用してください。